# 重要事項説明書 (指定居宅介護、重度訪問介護)

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。 当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり 説明します。

# 1 サービスを提供する事業者について

事業者名称		称	株式会社ハート・ビート	
代	表者	名	代表取締役 森山 雅裕 (理学療法士)	
所	在	地	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南2丁目22番10号	
電	話番	号	092-957-0107	
設立年月日		日	2010年 8月 4日	

# 2 サービス提供を担当する事業所について

# (1)事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションえんね		
事業所番号	4011101393		
指定年月日	2023年 6月 1日		
事業所所在地	福岡市西区拾六町5丁目18番10号		
連絡先	TEL 092-895-2070 FAX 092-895-2072		
通常の事業の 実 施 地 域	福岡市西区 早良区		

# (2)事業の目的および運営方針

事業の目的	ヘルパーステーションえんね(事業所名)(以下「事業所」という。)において
サ未の日的	「ハルハース」「フョンんのは、事業所有)、以「「事業所」という。 川において
	実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」とい
	う。)、重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という。)の適正な運営を確保
	するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指
	定重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の円滑な運営管理を図ると
	ともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った
	指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

運営方針
1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。
2 介護サービスの実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な介護サービスの提供ができるよう努めるものとする。
3 サービス実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4 前三項のほか、障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年福岡市条例第57号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする

# (3)営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日 午前8時30分~午後5時30分
サービス提供日 及び サービス提供時間	365日 午前0時~午前0時(年中対応可能24時間)

#### (4)事業所の職員体制

職 種	職務内容	人員数	
管理者	管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。		
サービス提供責任者	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画(以下「介護サービス計画」という。)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 2 介護サービス計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 3 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。		

従	1 介護サービス計画に基づきサービスを提供します。	常勤職員
従業	2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等に	2名
者	ついて、サービス提供責任者に報告を行います。	以上

# 3サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者・知的障害者・・精神障害者・難病患者等
重度訪問介護	身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ)

# 4提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

# (1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容	
介護サービス計画書 の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に 応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に介護サービス計画書を作成します。	
	食事介助	食事の介助を行います。	
身	入浴介助·清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。	
体介護	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。	
護	その他	褥瘡(床ずれ)防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生	
		活を営むために必要な身体介護を行います。	
	買物	利用者の日常生活に必要な物品のを行います。	
索	貝彻	預貯金の引き出し、預け入れは行いません。	
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。	
助	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。	
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。	
		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又	
2名 7년	≓ ⋶等介助	は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限	
理例	[守刀 功	る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等	
		の手続き、移動等の介助を行います。	
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において	
		入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事	
		援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。	
その	その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

# (2)従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

① 医療行為

- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧ 利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

## (3)提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の 方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負 担していただくことになります。

\* 世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	O円
低所得	市民税非課税世帯	O円
一般1	市民税所得割 16(28)万円未満	9, 300円(4, 600円)
一般2	市民税所得割 16(28)万円以上	18, 600円

## (4)サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いただきます。

※ 福岡市(5級地)の地位単価は、<u>10.70円</u>です。

	サービスの種類時間等	単位数
	30 分未満	256
	30 分以上1時間未満	404
_	1時間以上1時間 30 分未満	587
身体	1時間 30 分以上2時間未満	669
介護	2時間以上2時間 30 分未満	754
収	2時間 30 分以上3時間未満	837
	3時間以上	921
	3時間以上 30 分増すごとに加算	+83

		256
	30 分以上1時間未満	404
() 通	1時間以上1時間 30 分未満	587
体介等	1時間 30 分以上2時間未満	669
((身体介護を伴う)	2時間以上2時間 30 分未満	754
((身体介護を伴う場合)	2時間 30 分以上3時間未満	837
場合) 助	3時間以上	921
	3時間以上 30 分増すごとに加算	+83
	30 分未満	106
	30 分以上 45 分未満	153
家	45 分以上1時間未満	197
家事援助	1時間以上 1 時間 15 分未満	239
助	1時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275
	1 時間 30 分以上	311
	1時間 30 分以上 15 分増すごとに加算	+35
	30 分未満	106
(身体介護を伴わない場	30 分以上1時間未満	197
き等の	1時間以上1時間 30 分未満	275
けわない	1時間 30 分以上	345
場 	1時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	+69
	1時間未満	186
	1時間以上1時間 30 分未満	277
	1時間 30 分以上2時間未満	369
	2時間以上2時間 30 分未満	461
	2時間 30 分以上3時間未満	553
	3時間以上3時間 30 分未満	644
重	3時間 30 分以上4時間未満	736
度訪	4時間以上8時間未満	821単位に30分増すごとに8
問		5単位加算
重度訪問介護	8時間以上 12 時間未満	1,505 単位に 30 分増すごとに
		85単位円加算
	12 時間以上 16 時間未満	2,184 単位に 30 分増すごとに
		81単位加算
	16 時間以上 20 時間未満	2,834 単位に 30 分増すごとに     86単位加算
		3,520 単位に 30 分増すごとに
	20 時間以上 24 時間未満	80単位加算
		00年世州并

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	単位数
初回加算	200単位

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	単位数
利用者負担上限額管理加算	150単位

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	単位数
緊急時対応加算	100単位

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	共時間帯名 早 朝 夜 間		深 夜	
時間帯	午前6時~午前8時	午後6時~午後10時	午後 10 時~午前 6 時	
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し	

#### ◆喀痰吸引支援加算

登録特定行為認定事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算

内 容	単位数
喀痰吸引等支援加算	100単位

※ 居宅介護について、当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物 (養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以 下同じ)若しくは当事業と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用 者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額 の 90/100 となります。

前6月間に提供した訪 問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣 接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合上記金額の 88/100 となります。

50 人以上住する建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、 介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交 付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を 除く)を申請してください。

#### (5)その他

交通費	(1)事業所から片道2キロメートル未満	無料	
	(2)事業所から片道2キロメートル以上	500円	
・サービス提供に	あたり必要となる利用者の居宅で使用		
する電気、ガス	、水道の費用	되므 <del>ᅩ</del> ᄼᅁᄜᄼᄼᅭᆼᄱᅜᄼᄔᅷ	
・家事援助に係る	買い物等で利用者宅から目的地まで	利用者の別途負担となります。	
の公共交通機関	関を利用した場合の交通費		

## 5利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 23 日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (ア) 口座振替
- (イ) 現金支払い
- (ウ) 事業所指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

#### 6サービスの提供にあたっての留意事項

## (1)市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2)居宅介護計画・重度訪問介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する 等必要な調整をいたします。

# 7虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 大西 愛加

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

#### 8秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

## 9事故発生時及び緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

## 10事故発生時の対応方法について

事故発生時の対応方法について利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 11サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

	窓口担当者	管理者 大西 愛加
受 付 窓 口	苦情解決責任者	管理者 大西 愛加
	受 付 日	月曜日から金曜日
	受 付 時 間	午前9時から午後17時
	電話番号	092-895-2070
	FAX番号	092-895-2072

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

行政相談窓口	福岡市西区福祉 介護保険課	電話 092-895-7063
	福岡市早良区福祉 介護保険課	電話 092-833-4352
	福岡市西区健康課	電話 092-895-7071
	福岡市早良区健康課	電話 092-851-6659

福岡県社会福祉協議会

所在地 春日市原町 3-1-7

福岡県総合福祉センタークローバープラザ内

運営適正化委員会 電話番号 092-915-3511

重要事項詞	兑明書 <i>σ</i>	説明年	F月日	西暦	年	月	日	
重要事項詞	说明者氏	名				印		
	朱式会社		・ビート		122番10号	<del>3</del>		
				<sup>-</sup> 目18番10号 えんね( <u>指定者</u>		<u>01393</u> )		
上記の内容	字の説明	を受け	、同意	しました。				
西暦	年	月		利用者氏名			E	<u>印</u>
			<u> </u>	署名代行者氏 <i>:</i>	名		E	<u>;</u>
			Ī	利用者との関係	系:			